

○日南市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則

平成 21 年 3 月 31 日規則第 199 号

改正

平成 26 年 3 月 31 日規則第 40 号

平成 28 年 2 月 19 日規則第 8 号

日南市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日南市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成 21 年日南市条例第 247 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者証の交付申請)

第2条 条例第3条の規定による重度心身障害者医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書に次の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳
- (2) 重度の知的障害者にあつては、宮崎県療育手帳制度実施要綱(昭和 48 年 12 月 27 日宮崎県告示)に規定する療育手帳又は児童相談所長若しくは知的障害者更生相談所長の判定書
- (3) 助成対象者及び配偶者又は扶養義務者の前年の所得が、条例第3条に規定する額以下であることを証する市長の所得証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する添付書類は、市長が公簿等により確認ができるときは、省略することができる。

(受給資格者証の交付)

第3条 市長は、前条の規定により申請した者が、条例第3条各号に該当する助成対象者であるときは、当該申請者に別記様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。

2 月の途中で条例第3条の規定による助成対象者となった者の受給資格は、当月初日から適用するものとする。

3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、別記様式第3号による申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(受給資格者証の提示)

第4条 助成対象者が医療を受けようとするときは、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(助成の申請)

第5条 条例第4条に規定する助成を受けようとするときは、別記様式第4号による申請書を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定し、助成するものとする。

(届出事項)

第7条 助成対象者は、住所の変更又は加入保険に変更を生じたときは、別記様式第5号による変更届に受給資格者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(受給資格者証の返還)

第8条 助成対象者が、助成を受ける資格を喪失したときは、別記様式第6号による喪失届に受給資格者証を添えて、速やかに市長に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の日南市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(昭和 51 年日南市規則第3号)、北郷町重度障害者(児)医療費助成に関する条例施行規則(昭和 50 年北郷町規則第3号)又は南郷町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例施行規則(昭和 50 年南郷町規則第 15 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 26 年3月 31 日規則第 40 号)

この規則は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年2月 19 日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。